

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた 保護費の追加給付に係る申出書のご提出について（ご案内）

◎給付対象世帯は、平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月 31 日の期間において我孫子市で生活保護を受給していた世帯です。ただし、平成 30 年 10 月以降の期間は入院患者日用品費、救護施設等の基準生活費、期末一時扶助、障害者加算等を受給した世帯に限ります。

◎本申出は当時の世帯主の方が行うものとなります。当時の世帯主がお亡くなりになっている場合には、当時の世帯主に準ずる方が申出を行ってください。（準ずる方は、①配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪の順となります。）

【申出受付期間】

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日（郵送の場合：最終日の消印有効）
書類不備がある場合は、再度提出の連絡をしますので、申出受付期間内に不備を修正してください。受付期間後の申出及び不備修正は受付できませんのでご注意ください。

【提出書類】

必須書類	必要に応じて提出いただく書類
申出書・同意書	申出書内「5.加算等の申出」で必要とされる挙証資料
当時の世帯主（申出者）の本人確認書類の写し	代理に申出を行う場合は、委任状、代理人の身分確認書類、代理人と本人との関係を証する書類
全世帯員の戸籍謄本（全部事項証明書）の写し、外国人の場合は全世帯員の住民票の写し ※保護受給中の場合は保護受給証明書でも可	
当時の世帯主（申出者）本人の預貯金通帳またはキャッシュカードの写し	

※記載の不備や、必要な書類が添付されていない場合には支給ができませんのでご注意ください。（同意書の裏面の【申出に当たってのチェックリスト】を必ずご確認ください。）

※各書類の取得費用は、当時の世帯主（申出者）負担となります。

裏面もお読みください

【提出先】

提出先	提出方法
社会福祉課窓口	〈受付窓口〉 我孫子市役所西別館2階 社会福祉課 追加給付担当 〈受付時間〉 令和8年8月31日まで 平日8:30から17:00まで 令和8年9月1日から 平日9:00から16:30まで
郵送	〈郵送先〉 返信用封筒をお使いいただくか、以下宛先まで 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 我孫子市役所 社会福祉課 追加給付担当あて

【支給について】

- ・申出口座へお振込みとなります。
- ・お振込みには、不備なく受付されてから、1 か月から 1 か月半程度お時間をいただく場合があります。
- ・支給金額の内訳は、決定通知書を送付いたしますので、そちらでご確認ください。
- ・追加給付金については、非課税・差押禁止の取扱いとなります。

お問合せ

我孫子市役所社会福祉課
直通電話 04-7185-1160
追加給付金担当